

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事及び公営企業管理者企業庁長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 1 2 月 3 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 井坂 新哉

● シュタットベルケの考え方に基づいた再生可能エネルギーの普及と地域課題解決に向けた取り組みについて

最初に、ドイツで進められているシュタットベルケの考え方に基づいた再生可能エネルギーの普及と地域課題解決に向けた取り組みについてです。

ドイツで進められているシュタットベルケとは、日本語では「都市公社」と訳されますが、日本の公社のイメージとは違い、電気・ガス、水道、交通などの公共サービスを行う事業者のうち、自治体が資金を提供している事業者のことを指します。ドイツでは 2000 年頃から電力自由化や FIT 導入などの背景から、再生可能エネルギーなどが事業の大きな軸のひとつとなっており、シュタットベルケの多くの事業者がエネルギー事業を主事業としているとのことです。

再生可能エネルギーの普及を進める中、電力事業など利益の出やすい公共サービスを展開し、そこで出た利益を公共交通や公共温水プールなど採算が取りにくいけれど、住民生活に欠かすことのできない公共性のあるサービスに充てることで、地域が抱える課題を解決する一つの手法となっています。

日本でもこの考え方を取り入れて運営している自治体がいくつかあります。私は、11 月にこの考え方に基づくまちづくりを進めている岩手県宮古市に環境農政常任委員として委員会視察を行いました。

宮古市は、2011 年の東日本大震災の際、津波による甚大な被害に加え、電力や通信などのライフラインが長期にわたって途絶え、市民生活や支援活動に深刻な影響が生じました。そして、なかなか復旧が進まず、避難住民の苦難も大きかったという苦い経験から自分たちの地域でエネルギーを確保することの重要性を強く認識し、復興計画の中で再生可能エネルギー施策を復興重点プロジェクトとして位置づけ、地域主導のエネルギー施策を始めたとのことです。

そして、2019 年には当時の市長が、ドイツへ視察に行き、公共が関与するエネルギー公社が電気事業を進め、その事業で得た利益や電力を使って地域にバスを走らせていることに感銘を受け、地域循環型の経済とエネルギー問題、公共交通の確保を目指すことを目標に事業を進めることとしたとのことでした。

そして宮古市は、2020 年に再生可能エネルギー促進のために基金をつくるとともに宮古市で再生可能エネルギーの発電事業をしている事業者と小売り電気事業をしている事業者へ出資することを決め、公共が関与する形で電気事業を進めることをはじめました。さらに、出資による配当金やメガソーラーなどの設置場所として貸与している市の土地の使用料などを基金に積み増し、その基金を活用して、住宅用太陽光発電や蓄電池の導入、電

気自動車の購入、住宅の省エネ関係の補助金などの財源として活用しているとのことでした。

また、2024 年度には、国のモデル事業として「宮古市版シュタットベルケを活用した電力の地産地消による電気バス運行事業」を進めています。宮古市産の太陽光発電電力（地産電力）を用いて、宮古市内を有償で運行する路線バス（電気バス）を運行する電力としての活用や、電力事業の収益を子育て、教育などの地域課題の解決に活用するとしています。実際には電気バスの運行事業は、なかなか運営が難しいと述べていましたが、少しずつ事業展開を進めているとのことでした。

現在、県では、中小工務店が施工する ZEH への補助や既存住宅省エネ改修事業費補助、住宅用太陽光発電等の共同購入、住宅用太陽光発電・蓄電池購入費補助など、積極的に再生可能エネルギーの導入、省エネ対策等を進めているところですが、さらなる再エネ等の導入促進は課題の一つです。また、県西地域を問わず、運転手不足などから地域の足であるバス事業などが困難を抱えているなどの地域課題が存在します。

地域課題の解決を図るために県としてこのシュタットベルケの考え方を取り入れて、再生可能エネルギーの普及を進める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。また、具体的に進めるための組織と体制を検討する必要があると思いますが、知事の見解を伺います。

さらに、宮古市のように基金を活用することの関連では、企業庁が行っている公営企業資金等運用事業では、すでに再生可能エネルギーを導入している事業者への出資もしているとのこと。企業庁として再生可能エネルギー事業者への出資をさらに促進するとともに、その出資によって得られた収益については、県内自治体や企業の再生可能エネルギー導入促進のための支援にあてるなどの検討をする必要があると思いますが、企業庁長の見解を伺います。

● 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定と無秩序なメガソーラーの設置の規制等とソーラーシェアリングの促進について

次に、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域の設定と無秩序なメガソーラーの設置の規制等とソーラーシェアリングの促進についてです。

現在、北海道釧路湿原などをはじめメガソーラーや陸上風力発電所の設置による自然破壊の問題が取り上げられ、全国各地で住民との対立が生まれています。私の地元である横須賀市田浦地域では、1999 年に 530 戸の戸建て住宅の開発許可を受けた会社が倒産し、事業承継を繰り返した後、買い取った事業者によって 2024 年 10 月からメガソーラー事業が稼働しています。この事業は山林の緑を伐採し、山頂や山肌に 4 万 8000 枚のソーラーパネルを設置し、出力 1 万 kw の発電をするものです。住宅開発からメガソーラー事業への計画変更の際には、横須賀市からこの土地が「自然環境の維持、生物多様性の保全に

として重要である」こと、「低層住宅の良好な住居環境の形成を図る開発事業が行われなくなったことは残念」などの意見が出されていました。

とりわけ、木を大量に伐採し、山頂や山肌に乱雑に設置された4万8000枚のソーラーパネルは異様な光景となっており、横須賀市環境審議会の委員からも違和感があると意見が出されるほどです。先日、横須賀市議会で日本共産党市議団がこの問題を本会議で取り上げ、規制を盛り込んだ条例制定を求めたところ、上地横須賀市長は検討すると答弁しました。今後の対応が注目されるところです。

このようなメガソーラー発電所の設置等については、自然環境の破壊にならないよう調和のとれたものとすることや地域住民の理解を得て進めることが重要であり、県としても積極的に対応する必要があります。

環境省は地域と共生した再生可能エネルギーの導入を進めるために地球温暖化対策推進法を改正し、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を拡大するため市町村が事業者に対して計画を認定する制度を創設しています。

そして県は法の改正を受け、地球温暖化対策計画を改定する際に、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する県基準を設けています。県の基準では、「促進区域に含めない区域」として、保安林や保安施設地区に指定された地域、鳥獣保護区内特別保護地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域などを挙げています。

しかし、土砂災害警戒区域や里地里山保全等地域などを設定していない等、不十分さもあり、貴重な首都圏近郊の緑地保全に積極的に取り組むための措置も必要と思います。

今回の計画策定において、土砂災害警戒区域や里地里山保全等地域などを「促進区域に含めない区域」に設定しなかった理由について伺います。また、今後、「促進区域に含めない区域」を拡大することが必要と思いますが、どのように考えているのか見解を伺います。

次に、県として市町村への支援を積極的に行うことについてです。

地球温暖化対策推進法に関する促進区域の設定等については、県内で取り組んでいる市町村は小田原市、厚木市、鎌倉市の3市となっています。この法の取り組みは市町村を中心とした制度設計となっていますが、都道府県でも積極的に取り組んでいる自治体もあります。

青森県では、今年10月から再生可能エネルギー共生条例と再生可能エネルギー共生税条例を施行し、再生可能エネルギーの導入促進と保護・保全を図ることを進めています。この取り組みは、共生税としてあらたな地方税を導入したことが話題になっていますが、大切なのは、地域を区分することにより、自然との調和と住民の理解を得た上で再生可能エネルギーの促進を図る取り組みを県として積極的に進めているところだと思います。

このような取り組みをしているのは他県でも例があり、それらの自治体では、神奈川県のように県基準を策定するだけでなく、調整地域を策定し、配慮する環境基準を設けることや住民との対話を制度化するなど、より踏み込んだ取り組みをしているところもあります。

今後、県としてもっと積極的に市町村を支援する必要があると思いますが、見解を伺います。また、区域の設定については、さらに詳細な規定も作っていくなど県として積極的に取り組む必要があると思いますが、見解を伺います。

次にソーラーシェアリングの推進についてです。自然環境を保全しながらも再生可能エネルギーの普及を進める施策の一つとして、私たちは以前からソーラーシェアリングの普及を進めるよう求め、農業者への理解促進を図る必要があると述べてきました。2018年に県はソーラーシェアリングの普及を進める方向性を示し、2020年度までに100か所のソーラーシェアリングを目指すとしていました。しかし、2018年からの3年間で34件増えたものの県内で58か所と目標達成にはなりません。現在では78か所となっており、なかなか進まない状況です。また、ソーラーシェアリングに関する予算としては、自家消費型再生可能エネルギー導入費補助の対象となってはいますが、最近では、2023年度に1件の申請があったのみとのことです。

知事はソーラーシェアリングが進まない要因をどのように考えているのか見解を伺います。また、今後ソーラーシェアリングの促進のために設置目標を持って取り組む必要があると思いますが、県として何年までにいくつの設置をする目標なのか、さらに今後ソーラーシェアリングを進めるために具体的にどのような取り組みをしようと考えているのか伺います。

● 障害福祉に関連した生育歴の作成の取り組みについて

次に、障害福祉に関連して生育歴の作成に関する取り組みについてです。

現在、中井やまゆり園では支援改革の取り組みの一環として生育歴を作成する取り組みが進められています。障害者のこれまでの生活状況や学校、支援事業者とのかかわり、支援内容などを把握することは障害者の支援計画を立てる上で大切な情報だと思います。特に知的障害者の方は先天的に障害のある方が多いため、児童の時から生育歴があることはその後の支援にとってとても重要だと思います。しかし、生育歴の作成については一部の事業者の取り組みでとどまっており、制度的にだれが責任をもって作るのかは決まっていません。大人になってから生育歴を作るのは過去にさかのぼることになり、非常に苦労することになるため制度的な改善が必要だと思います。

例えば、知的障害者の幼少期の記録は児童相談所が多くを持っていますが、それらの情報は成人になった際、その方の支援にどのように活用されるのでしょうか。現在では障害者総合支援法に基づき地域で暮らすためには相談支援専門員が支援計画を作成することに

なりますが、これまでの支援情報は相談支援専門員に伝わっているのでしょうか。また、特に支援を受けず自宅で生活していた場合には、保護者が意識的に生活状況などを記録していなければ、生育歴を作ることができません。本当に一人の人を支援するというのであれば、その人の生育歴や支援内容などを引き継ぎ、切れ目がないようにしながら、それぞれの支援の場でアセスメントを行い、必要な支援が提供できるようにしていく必要があると思います。

そこで、障害者の情報の引継ぎが現在どのように行われているのか知事に伺います。まず、児童相談所での支援などの情報は成人した際にはどのように引継ぎがされているのか、伺います。また、特別支援学校、特別支援学級やインクルーシブ教育実践推進校に通う障害のある生徒の学校生活や家庭生活などの支援計画は次の進路にどのように引き継がれているのか、伺います。さらに放課後デイサービスなどの事業者からの支援の状況などについては、どのように引き継がれているのか伺います。

児童から成人への移行の際の引継ぎや事業者間の支援内容に関する引継ぎなど、切れ目のない支援を行うには現在の制度の変更や制度を新たに創設するなどが必要になると思います。県として支援内容や生育歴などが引き継がれ必要な支援が継続できるような制度を創設するよう国に対して求める必要があると思いますが、知事の見解を伺います。また、同時に県として独自にこれらの取り組みを進めるための検討が必要と思いますが、見解を伺います。

● 厚生常任委員会で報告された入所施設やグループホームの待機者などへの対応について

次に、今年9月の厚生常任委員会で報告された入所施設やグループホームの待機者などへの対応についてです。

厚生常任委員会に報告された「障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査」の結果では、障害者支援施設とグループホームの入所希望者が合わせて1067人となっており、待機者が非常に多い状況です。この結果は、これまでのニーズ調査が不十分だったことの表れであり、県としてこのようなニーズ調査をしてこなかったことやきちんとしたニーズに基づいた計画を立てられなかったことに対する反省が必要だと思います。

この報告の中では、支援施設への入所を本人が希望しているほうが少ないとしていますが、家族等が支援施設への入所を希望した理由の一番は、高齢または病気・療養のためです。このような状況にある家族等に対して、引き続き支援を過度に求めることは、障害者の子どもを抱え、支援に悩み、子どもを殺害してしまった長生村の事件のような悲しいケースを発生させるリスクを高めることにつながると思います。この問題は、いくら障害者本人が家庭での生活を希望したとしても、支援する人が支援できない状況に置かれている

ことを放置するのかが問われています。いつまで、保護者等の支援に頼る行政を続けるつもりでしょうか。支援する側にも人権があり、その人たちの人権を侵害しているといっても過言ではなく、こういう時こそ行政が力を発揮する必要があります。その行政の力や体制が弱いままでは当事者目線の障害福祉は到底成り立ちません。

県が示した「対応の方向性」では、障害者支援施設の利用の仕組みづくりとして「障害者支援施設の利用にかかわる協議の場の設置」としています。しかし、今回の調査で明らかのように支援施設やグループホームへの入所のニーズに対してサービス供給があまりにも不足しているにも関わらず、協議の場の設置だけの対応ではあまりにも不十分と言わざるを得ません。

そこで知事に伺います。これまで、県として計画の数値目標がサービスの需要数としてきたことと今回のアンケートの結果に大きな開きがあったことについてどのように考えているのか見解を伺います。そして今後、障害福祉計画の改定時などに、障害福祉サービスのニーズ調査をしっかりと行い、利用者やその家族等が求めているニーズをきちんと把握することが必要と思いますが、どのように対応するつもりなのか見解を伺います。

また、アンケートに回答した人が本人ではなくても、支援者が高齢や病気・療養であったり、強度行動障害など支援が困難な場合などのニーズをしっかりと受け止め、当事者目線の障害福祉計画について、次期の改定を待つことなく早急に計画改定を行う必要があると思いますが、知事の見解を伺います。そして、今後、このニーズに応えるためにどのようにサービス提供体制を拡充するつもりなのか、具体策をお聞かせください。

● 在日米軍と自衛隊の機能強化が県是である「基地の整理、縮小及び返還」を妨げていることについて

次に在日米軍と自衛隊の機能強化が県是である「基地の整理、縮小及び返還」を妨げていることについてです。

参議院選挙後、自公連立政権が解消し、新たに自民党と維新の会の連立政権が成立しました。高市総理大臣の国会などでの発言や答弁では、日米同盟の強化と同時に自衛隊の機能強化についても GDP 比 2 % の目標を前倒し、今年度に達成するなどが示されています。特に問題なのは、反撃能力と政府は述べていますが、先制攻撃をするために使われてきたトマホークミサイルをアメリカから購入し、海上自衛隊に配備することなど、敵基地攻撃能力を高めています。

また、米軍と自衛隊の一体化も進んでいます。昨年 4 月の日米首脳会談の共同声明でも明らかなように米軍と自衛隊を統合し、平時でも戦時でも共同して計画を練り、一体となって軍事行動ができるようにするため、指揮統制の枠組みを向上させるとしています。このような動きに加え、県内では昨年行われた日米共同統合演習「キーン・ソード 25」の一環で米海軍横須賀基地や横浜ノース・ドックで自衛隊による米軍基地警備訓練が行わ

れ、今年 10 月には航空自衛隊の高射部隊が単独で総合防空ミサイル防衛のため横浜ノース・ドックにおいて機動展開訓練を実施するなど、自衛隊と米軍との一体化が進められています。さらに、2015 年の安保関連法の成立以後、米軍以外の国の艦船が自衛隊の棧橋や米海軍横須賀基地に停泊することが非常に増えています。

自衛隊の機能強化については、例えば、トマホークミサイルを新たに配備することで、横須賀の弾薬庫などのあらたな整備が進められるなど、周辺住民の危険性が増すこととなります。とりわけ、敵基地攻撃能力を備えることによって、他国からの反撃を受けることを想定しなければならず、攻撃の対象として自衛隊基地と周辺地域が脅威にさらされることになり、県民の安全が脅かされることとなります。そして何よりも他国との戦闘になれば自衛官の命が脅かされることとなります。このように状況が変化することで、県民の安全が脅かされ、不安を抱える状況を生み出す事態については市町村任せにせず、県としても国や防衛省への要請が必要になります。

このように、在日米軍と自衛隊の一体的な行動が進んでいること、米軍基地や自衛隊の基地の使用が多国籍化し、一体的に使用されている状況は、県是である「基地の整理、縮小及び返還」を妨げていると思いますが、知事はこのような状況をどのように考えているのか、見解を伺います。

また、防衛省・自衛隊が行うことであっても、自衛隊の機能強化等によって周辺住民の安全、安心に影響があることについては、市町村と連携し、県として国に対して申し入れや要望をするなどの対応が必要だと思いますが、知事の見解を伺います。

● 県職員の退職後の不適切な再就職の防止について

次に、県職員の退職後の不適切な再就職の防止についてです。

県職員が退職した後、民間企業等に再就職した者による現職職員への働きかけを規制することなどにより、職員の退職管理を適正に行い、職務の公正な執行及び公務員に対する住民の信頼を確保するため、地方公務員法が改正され、2016 年に施行されました。

県としては、2006 年度に「神奈川県退職者の再就職に関する取扱要綱」を制定し、「神奈川県退職者キャリアバンク」を整備・運用してきましたが、改正法の施行に伴い、「職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに「神奈川県職員の退職管理に関する取扱要綱」を制定する等、制度の一部見直しを行いました。

しかし、それ以後に不適切な再就職をしたケースが存在しています。このケースは、県の未病関連事業の委託先や委託料を決定する課の管理職だった職員が、退職後県のキャリアバンクを活用せずに、まずはその委託先企業の関連企業に就職し、その 3 か月後に委託先企業に再度転職をしています。神奈川県職員の退職管理に関する取扱要綱では、2 年間は那企業に就職することを自粛するとなっています。しかし、退職後ということもあり、県としてそれらを規制する権限がありません。これでは、実効性が問われます。

国家公務員の場合も同様の規制があり、企業に対してチラシやホームページなどで、規制内容や規制に対する疑問などに応えるなど、受け入れ先企業に対する情報提供がされています。また、違反が認定された場合、その事案概要が公表され、結果として、再就職が取りやめになったり、違反に関係した企業名が公になるなど、関係した企業等にも何らかの影響が生じる可能性も示されています。ただし、この規制は、元国家公務員を対象としているため、企業等が違反に問われ罰則を受けることはないとのことです。

県としてこのような不適切な事案を今後発生させないためにも、この制度をホームページなどに掲載するだけでなく、県職員の再就職の受け入れを検討している企業や県と取引のある企業などへ周知と理解促進を図る必要があると思いますが、知事の見解を伺います。また、自粛とされているケースなどに実効性を持たせるためには、受け入れ企業に対して、ルールに違反した場合には、取引を停止することやこの規定を順守することを宣誓する制度を設けるなど、実効性あるものとするのが求められると思いますが、知事の見解を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

7 年 1 2 月 3 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 北井 宏昭

攻めの県政～今後のヘルスケア・ニューフロンティア政策の展開について

急速な高齢化は、社会システムに深刻な影響を与えています。現行の社会保障制度などの社会システムは、少数の高齢者を多数の現役世代で支える仕組みを前提としています。しかし、少子高齢化の進展に伴い人口構造が大きく変化する中で、従来の社会システムを維持することは次第に困難になりつつあります。

こうした課題に対応し、超高齢社会を乗り越えるために、本県ではヘルスケア分野において「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という 2 つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムの構築を目指す「ヘルスケア・ニューフロンティア」政策を推進しています。この政策は、「未病(ME-BYO)」「次世代ヘルスケア社会システム」「ヘルスケア ICT」「最先端医療・最新技術」「国際展開」「人材育成」の 6 つの柱を中心に展開されています。

ヘルスケア・ニューフロンティア関連予算の推移を見ると、2012 年度に始まり、2025 年度までの 14 年間の累計額は 94 億 7,971 万余円に達しており、100 億円に迫る規模となっています。このことから、神奈川県が積極的に施策を推進してきたことがうかがえます。

さらに、2018 年 3 月には、ヘルスケア・ニューフロンティアの早期実現を目指し、未病産業や最先端医療産業など、今後の成長が期待されるヘルスケア分野の産業創出や社会的課題の解決に寄与するベンチャー企業を支援するため、民間と連携して「ヘルスケア・ニューフロンティア・ファンド」を設立しました。このファンドには神奈川県からの 1 億円を含む総額 12 億 5 千万円の出資が行われ、これまでに 16 社の民間企業に投資されています。

なお、このファンドを運営する「ヘルスケア・ニューフロンティア投資事業有限責任組合」の存続期間は、2018 年 3 月 30 日から 2027 年 12 月末までと定められており、協議により最大 2 年間の延長が可能です。

今年 8 月、米国・ニューヨーク市(NYC)を視察しました。

NYC の人口は約 850 万人で、都市圏人口も定義にもよるものの 2,000 万人を超えています。これは、本県の状況と近いものがあります。そして今回の視察の中で注視したのが、ニューヨーク市経済開発公社(NYCEDC)の取り組みです。

NYCEDC(New York City Economic Development Corporation)は、NYC の公式な経済開発機関であり、公益法人として機能しています。そして、土地の売却やリースによる収益を市内経済に再投資し、すべてのニューヨーカーのために、活気ある包括的で世界的に競争力のある経済の創造を目指しています。NYCEDC は、資金調達や投資戦略を通じて NYC の経済発展を支える役割を担っているのです。

特に注目すべきは、NYCEDC が近年力を入れているライフサイエンス分野への投資です。NYC におけるライフサイエンス産業の成長には、これまで市が 10 億ドル(約 1,000 億円、※ここでは比較しやすいよう円安を考慮せず 1 ドル＝100 円換算)の投資を行ってきました。さらに、NYCEDC としても過去 10 年間で 5 億ドル(約 500 億円)から 7.5 億ドル(約 750 億円)をライフサイエン

分野に費やしており、そのうち約 75%が民間からの投資だそうです。この取り組みは「LifeSci NYC」というプロジェクトを中心に進行しており、NYCEDC とその生命科学・医療チームが主導しています。これにより、数十種類の新しい治療法が生み出されるだけでなく、ニュー YORK に数千の新しい雇用を創出し、NYC をより健康で公正な街にすることを目指しています。

さらに、2026 年に着工予定の「SPARC(サイエンスパーク&リサーチキャンパス)キップスベイ」プロジェクトも注目に値します。このプロジェクトでは、近代的な学術、医療、生命科学のスペースが創出される予定であり、新しい施設の建設やこれらの産業における人材育成を通じて、NYC のライフサイエンスおよびヘルスケア産業の継続的な成長を支援するものです。すでに市および州のコミットメントにより、教育、公共衛生、医療のプロジェクト要素と重要な地域インフラを支援するための資金として合計 16 億ドル(1,600 億円)が確保されています。この初期投資は、20 億ドル(2,000 億円)以上の民間資金を活用し、プロジェクト実現に向けて進められています。

NYCEDC のライフサイエンス事業は、今後 10~15 年間で総額 11 億ドル(約 1,100 億円)の予算で構成されています(なお、投資額の民間投資比率は非公開)。NYCEDC に対し、「これほど巨額の投資をしても大丈夫なのか」と質問したところ、「成長産業ゆえに経済効果を生み出し、回収するから問題ない」との回答。ちなみに、SPARC キップスベイプロジェクトだけでも、今後 30 年間にわたり 420 億ドル(約 4 兆 2,000 億円)の経済活動をもたらすと見込んでいるとのこと。

グローバルな資本主義の社会では世界中から、カネのあるところにカネが集まります。そして人も集まります。企業も研究機関も教育機関も続々と集積します。これら NYC および NYCEDC が掲げるコミットメントを目の当たりにし、本県のヘルスケア・ニューフロンティア政策を鑑みると、「失われた 30 年は、もはや 30 年では済まない」と率直に感じざるを得ません。

NYC および NYCEDC のコミットメントやイニシアティブと、本県のそれとを比較すると霄壤の差、本県の取り組みとはアリと象ほどの差を感じます。国際展開には、ギアを上げ、次のフェーズに向かわねば、世界はおろか ASEAN へすらも入り込む余地が無くなりかねないと感じます。

以下、『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル No.4① 2013.3』から引用します。

2012 年1月 24 日の黒岩祐治知事定例記者会見では、「緊急財政対策本部設置」における質疑応答の中で以下のような発言があった。「財政対策では費用を削るという話が多いが、『もうける』という発想が県庁にはあまりないという気がする。今までは、補助金を出すという発想であったが、それを投資と考えれば『もうかる』ことにもつながるのではないか。公務員の仕事として当たり前だと思っていたものに対して、あえてメスを入れる。つまり、もっと前向きに『もうけられるものはもうけていく』という受け身の姿勢ではなく積極的に攻めの行政をしていきたいと考えている」。

ヘルスケア・ニューフロンティア政策は、ゼロベースから新たな挑戦を重ね築かれてきました。その尽力と労力は賞賛すべきと考えます。とは言え、世界を見据えた本当の勝負はこれからです。

● そこで知事に伺います。

急速な少子高齢化により、従来の社会システムの維持が困難になる中、本県は「ヘルスケア・ニュ

「フロンティア」政策を推進し、未病改善や最先端医療技術を活用した持続可能な社会システムの構築を目指しています。一方、NYC の NYCEDC はライフサイエンス分野への巨額投資を通じて経済効果を生み出し、地域の成長と課題解決を実現しようとしています。NYC の取り組みと単純に比較は出来ませんが、本県の予算規模とは大きな差があり、より大胆なイニシアティブとコミットメントが本県には求められると考えます。また、民間の投資を促し、企業や研究機関の参画を促しながら、本県のヘルスケア産業を推進する必要があると考えます。これらを踏まえ、今後、本県としてどのような政策展開を考えているのか伺います。

以上

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条
第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

令和7年12月3日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 谷 和雄

「葬祭事業者選定に関する消費者被害防止に向けた取り組みについて」

昨今、少子高齢化の進行により社会で様々な事業形態に変化が生じてきたように感じます。

ようやく落ち着きを見せてきた新型コロナウイルス感染症の影響もあり葬儀の形態も多くの人が集まらない小規模な葬儀も見受けられるようになってきたと感じています。そのような中、今定例会に、避難が容易な葬儀場等の小規模の集会場における、廊下等の設置義務の緩和に係る建築基準条例の改正案が提案されています。これは消費者のニーズに寄り添った見直しと私も捉えております。

その一方で、葬祭事業者に関する制度が十分に整っていないことにより消費者トラブルに巻き込まれる事例が後を絶ちません。

この葬祭事業者であります、葬祭専門事業者の全国団体である全日本葬祭業協同組合連合会（昭和 31 年 11 月設立）はあるものの、葬祭事業者として活動するために国家資格や国の許可は原則として必要無いとの事であります。よって葬祭事業を始めるにあたり許可が不要であることから、実際に葬儀社がどのくらいあるのか誰が運営しているのかが分からない状況と理解しております。この事により災害時やコロナ禍などに情報伝達が上手くいかない事もあったと聞いております。

具体的な例として、葬儀場の選定や契約の場面ではご家族の逝去という不安定な精神状態の中で判断を迫られ、結果として十分に内容を理解できないまま高額な契約を締結してしまうケースがあると聞いております。葬儀に関する契約はクーリング・オフ制度の対象外であるため、過大な契約内容に後から気づいても見直しが困難で泣き寝入りとなることもあります。現在、葬祭事業者が許認可制でないことから、頼れるのは地元で信頼されて葬祭業協同組合などにも加盟している事業者と考えます。（尚、遺体搬送には貨物自動車運送事業の許可が必要です。開業後は、税務署への開業届の提出と、自治体の斎場利用システムへの事業者登録など、各自治体や事業内容に応じた手続きが必要になります。）

この問題は、葬祭事業が許認可制でないことから、実態が把握できないことが大きな要因だと私は考えます。

そのため新規企業の参入が相次ぐ中で、サービスの品質が担保されずあとから高額な費用を請求されるなどといったトラブルが発生している状況です。葬祭場は地域の皆様誰もが利用する基本インフラであり、なくてはならない社会的な役割を持つ施設でありますので、県民目線を見失い、精神的に弱っている消費者につけ込むような事業者の存在を見過ごすわけにはいきません。

被害を防ぐためにも、まずは、相談内容やトラブルの実態を把握するとともに、消費者に対し、葬祭トラブル未然防止の観点から注意喚起することが重要と考えます。

そこで知事に伺います。県民の安全・安心を守るため、葬儀場選びに関する被害防止に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

質 問 趣 意 書 提 出 書

警察本部長に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

2 0 2 5 年 1 2 月 3 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県議会議員 柳瀬 吉助

質問趣意書

清進の会
柳瀬吉助

最適な信号制御に向けた取組について

交通渋滞は県民生活の利便性を低下させるだけでなく、物流の遅延、燃料消費の増加、CO₂排出量の増大など多方面に影響を及ぼしています。国土交通省の推計では、全国の渋滞による経済損失は年間約 12 兆円に達するとされており、神奈川県内においても、慢性的な渋滞箇所が多数存在し、県民や企業に大きな負担をもたらしている状況です。

私の選挙区である川崎市宮前区でも、交通量が多く、慢性的な交通渋滞が生じている交差点が複数あります。地域住民の方々からも、不便を訴える声が寄せられており、渋滞の緩和に向けた対策の必要性を強く感じています。

一方で、道路の拡幅や新設といった従来型の渋滞対策は、用地取得の難しさ、事業費の増大、環境面の課題、工期の長期化など、費用面・時間面で多くの制約があり、既存インフラを活用しながら交通運用を最適化していくことが、今後さらに重要になると考えています。

また、交通安全に関する状況に目を向けると、神奈川県内において交通事故で亡くなられた方の数は、統計開始以来過去最少の 109 人であった昨年に比べて本年は増加に転じており、交通事故防止対策のいっそうの充実も望まれます。

こうした状況を踏まえ、県警察においては、交通の安全と円滑を確保するため、創意工夫をしていただき、様々な対策を積極的に推進いただきたいと思います。

交通の安全・円滑に向けた対策は多岐にわたりますが、中でも、限られた道路空間を最大限活用して人や車の交通整理を行う観点からは、各地で整備・運用されている信号機を交通の状況に応じて適切に制御することが重要だと思います。

単独の交差点のみで考えるのではなく、周辺の信号機との協調を図り、広域的にバランスの取れた最適な交通流となる信号制御を追求することが、交通渋滞緩和や CO₂削減、緊急車両の通行円滑化、交通事故防止などの効果をもたらす、交通の安全と円滑の確保につながるのではないのでしょうか。

県警察においては、蓄積された知見等に基づき、信号制御の最適化に取り組まれているものと承知していますが、昨今の厳しい交通情勢の中、いっそう強力な取組が求められていると思います。警視庁などにおいてはAIを信号制御に活用する取組が試行されているとも聞くところであり、県警察においても、こうした新技術の活用を含め、既存の方法を踏襲することにとどまらず、視野を広く持って様々な工夫を凝らしていただき、最適な信号制御に向けた対策を推進していただきたいと思います。

そこで、警察本部長に伺います。

交通渋滞や交通事故を防止するための最適な信号制御に向けた取組状況及び技術の発展も見据えた今後の取組方針について、警察本部長の見解を伺います。